

一般質問通告書

佐野市議会議長 様

受付	番号	12
	令和	6年 2月 14日
	午前・午後	1時 45分

議会名	令和 6 年 第 2 回 佐野市議会定例会		
発言者	議席番号 1 番 長 浜 成 仁		
答弁を求める者 (選択してください)	市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ 担当部局長		
一般質問時に使用する資料の有無 (選択してください)	あり (資料提示 ・ 資料配付 ・ モニター使用) なし		
大項目 (質問項目) 中項目 (質問細目)	小項目 (具体的な質問内容)		
1. 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」について	<p>①学校図書館への新聞配備に関して、令和5年第3回定例会において「葛飾方式と同様、教育委員会が一括契約し、学校に配備できるよう、予算の確保や契約方法の検討を行ってまいりたいと考えております。(一部抜粋)」との答弁がありました が、それ以降に行った検討内容(途中経過・結果含む)をお伺いします。</p> <p>②学校司書の配置に関して、小・中学校等のおおむね1.3校に1名配置が目標のところ本市は1.7校に1名配置(令和5年第2回定例会時点)となっていますが、今後の配置拡充に向けた取組をお伺いします。</p> <p>③本計画は、学校図書館図書の整備、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置が計画内容として挙げられますが、令和6年度予算案における予算措置の内容をお伺いします。</p>		
2. ゴルフ場利用税並びにゴルフ場利用税交付金について	<p>①令和6年度予算案におけるゴルフ場利用税交付金の額と歳入合計における割合をお伺いします。</p> <p>②本市におけるゴルフ場利用税交付金の使途をお伺いします。</p> <p>③ゴルフ場利用税交付金が本市の財政力指数に与える影響について本市の見解をお伺いします。</p>		

<p>3. 難聴の方への支援・対応について</p>	<p>④ゴルフ場利用税は県税ではありますが、地方税法第103条の定めるところにより、その額の10分の7に相当する額が栃木県から本市に交付されます。平成23年に制定されたスポーツ基本法では、国・地方公共団体・スポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加・支援を促進するよう努めることが定められており、ゴルフ場利用税はスポーツ基本法の趣旨に反しているのではないかと、又、昭和29年に創設された娯楽施設利用税の対象施設としてゴルフ場、パチンコ場、ボーリング場等がありましたが、昭和63年の税制改正での消費税創設に合わせてゴルフ場だけがゴルフ場利用税として名称を変えて存続しており、税の公平性の観点から問題ではないかという声を聞く一方で、財源の乏しい地方公共団体の貴重な財源になっている現状があります。以上を踏まえた上で、ゴルフ場利用税に関する本市の見解をお伺いします。</p> <p>①本市が市役所窓口等で行っている難聴の方への支援や対応をお伺いします。</p> <p>②市役所窓口等において個人情報保護の観点やコミュニケーションの円滑化等に効果が見込める「軟骨伝導イヤホン」の導入を提案しますが、本市の見解をお伺いします。</p>
---------------------------	--